

## 年度途中の後期高齢者医療保険加入について

次の事由に該当する75歳以上の方は年度途中でも後期高齢者医療制度に加入となります。

事由	資格取得日
75歳になる方	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護の停止または廃止	停止または廃止となった日
障害認定(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳で一定の障がいがある方に限り申請により加入

### 被保険者証(保険証)について

75歳になられる方には誕生日までに保険証を送付します。誕生日以降に使用してください。その他、年度途中加入者については資格取得日以降に保険証を送付します。

それまでご使用の保険証の扱いについては、証を交付している保険者にお問い合わせください。

### 保険料について

資格取得月の2か月後以降に保険料の決定通知書を送付します。保険料額は資格取得月から年度末までの月割りで算定します。次年度以降は毎年7月に通知します。

### 保険料の納付について

#### 国民健康保険税が年金天引きの方

年金天引きは一旦停止されますので納付書払いまたは口座振替で納付ください。口座振替には手続きが必要となります。

#### 国民健康保険税を口座振替で納付されていた方

改めて口座振替の手続きが必要となります。

年金天引きの対象となる方は自動的に年金天引きに変わります。それまでは納付書払いまたは口座振替で保険料を納付ください。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合 ☎(087)811-1866  
さぬき市役所国保・健康課 ☎(0879)26-9907

## 介護保険料の特別徴収(年金天引き)について

**仮徴収** (4月・6月・8月) 令和6年度介護保険料は本人および世帯員の令和6年度課税状況や前年所得等をもとに算定されますが、賦課期日(令和6年4月1日)現在において、令和6年度市民税額が決定していないため、令和5年度の所得段階をもとに算定した保険料額を仮に年金天引きさせていただきます。

**本徴収** (10月・12月・2月) 令和6年度介護保険料額から仮徴収額を引いた額を3回に分けて年金天引きさせていただきます。なお、令和6年度介護保険料額については、令和6年7月上旬にお知らせします。

#### 【令和5年度】

R6. 2月 本徴収

#### 【令和6年度】

R6. 4月 仮徴収

R6. 6月 仮徴収

R6. 8月 仮徴収

R6.10月 本徴収

R6.12月 本徴収

R7. 2月 本徴収

令和6年2月と同額 または 令和5年度所得段階をもとに算定された保険料額

(令和6年度介護保険料額-仮徴収額)/3

(令和6年度介護保険料額-仮徴収額)/3

(令和6年度介護保険料額-仮徴収額)/3

#### 【特別徴収(年金天引き)対象者】

- ・ 令和6年2月に特別徴収された方
- ・ 令和6年度から新たに特別徴収が開始される方
- ・ 令和5年度中に65歳になられた方
- ・ 令和5年度中に市内に転入された方

など

【問】長寿介護課 ☎(0879)26-9904